

特35
750

孝
義
壹
貳

明治十八年二月版權免許

心教述義

壹

丸山本部藏板

心教述義序詞

神教蓋語有言曰。一心之謂信。二心之謂疑。而庸人之信。惟以耳與目。耳目之所不及。咸致疑。不一心乎事。故事不成矣。夫天道不信則不能成。地道不信則不能生。物君道不信不能治國。臣道不信則不能奉公。信者誠也。誠者心之天也。天者一耳。故欲成事者。唯恐誠之不至。信之不足矣。唯一心則神凝。神凝則忘形。忘形則漠然無朕。憂慮驚懼不入乎其中。蹈火不燒。入水不溺。無他。信爲之基也。列子曰。商丘開入水火而不燥。溺。孔子曰。至信之人。動天地。感鬼神。豈但履危險。入水火而已哉。佛氏曰。一念之至。火不能燒。不獨道儒佛之說爲然也。古史稱。皇孫尊。娶木花開耶姬。一夜而有身。尊嘲之。姬愠之。入無戶室。誓

心教述義序詞

神教叢語有言曰。一心之謂信。二心之謂疑。而庸人之信。惟以耳與目。耳目之所不及。咸致疑。不一心乎事。故事不成矣。夫天道不信則不能成。歲地道不信則不能生物。君道不信不能治國。臣道不信則不能奉公。信者誠也。誠者心之天也。天者一耳。故欲成事者。唯恐誠之不至。信之不足矣。唯一心則神凝。神凝則忘形。忘形則漠然無朕。憂患驚懼不入乎其中。蹈火不燒。入水不溺。無他。信爲之基也。列子曰。商丘開入水火而不焦溺。孔子曰。至信之人。動天地。感鬼神。豈但履危險。入水火而已哉。佛氏曰。一念之至。火不能燒。不獨道儒佛之說爲然也。古史稱。皇孫尊。娶木花開。耶姬。一夜而有身。尊嘲之。姬愠之。入無戶室。誓

日妾所振若非天神之胤者必亡乃自放火焚室火明命火折命及火火出見尊從火焰中出生姬亦無所燠害嗚呼信之不可奪誠之不可揜也如此矣是見本教至信感神之理也以此言之彼唯信耳目之所及而背心之天以僥倖成事者豈非惑之甚乎一日以叙屬予願交接之情則不克峻拒然欲序未果即以是言弁之於卷首云爾

明治十八稔第一月抽毫

于梅花所開南檐謹書

三村芳南

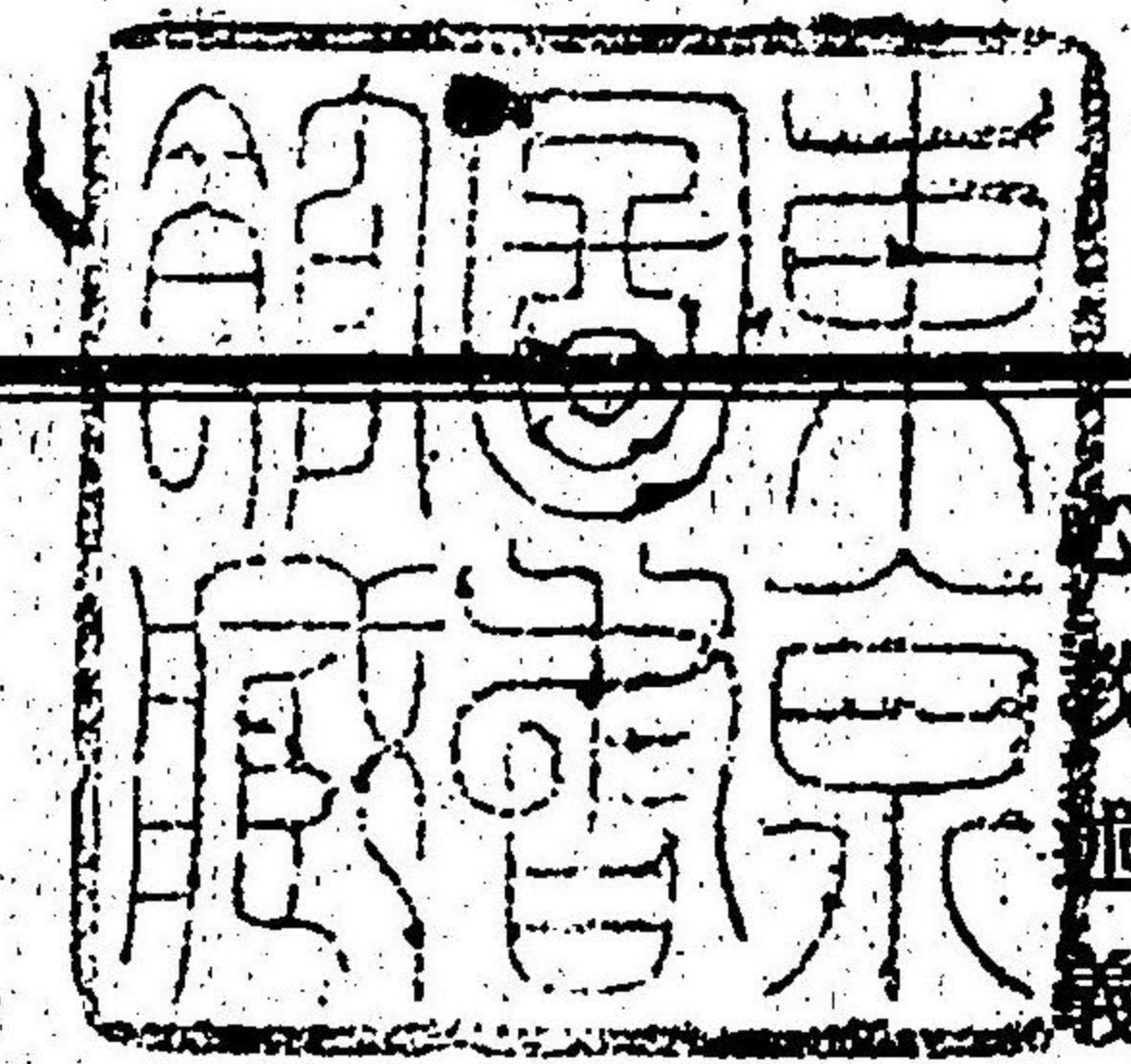


凡例

此の書心教述義と題せしん尊師の平素教諭せらるる處を聽くゝ隨て筆記と遍く衆庶に觀覽せしむ故に人々沈思黙考して能く我が心と問ひ我が心と與して靈妙不測なる神理を悟了よとの意を以てあり
一文中の音訓皆か予等の施を處但通「易き城主として正當を擇ぶを要せき偏へし世俗に便するを欲し識者の囁りを避るゝ暇あらざるなり
一文中造化參神を指して大祖參神大元父母と稱を異し或は大御神又ハ大神又ハ單に神と稱をるハ文辨に隨せ簡易に從ふなり

一此の書元來聽くは隨ふて記する處故に其文様雅俗混
滑し詳略一ならぬ頗る體裁あさふ似たり今一々之を
正をを要せざるもの乃ち其記聞の書たるを示す所以
なり

編者識



心教通義 卷第壹

編輯

權大講義尾澤權左衛門
權大講義齋藤福太郎
大講義漆原勇治郎

水神 生三身心
三三九度

天万宮末代鏡

火神 为天爲國為
人爲我身

茲に掲げらるる天万官未代鏡とい尊師教を垂るくの神
理にして各人須らく我が胸堂靈府を以て教へと爲せ
よとの事よて世道人心の必き守るべき天下萬世の常
經世務より靈妙不測ある天道を知らしめ滿清考證學
の遺毒を除き言靈の幸ふ御邦ある人の人たる道を盡
させむとの尊論なれど如可よせむ其理深遠幽妙よ
て凡庸の容易よ窺ひ知り得べからず故よ平素教諭せ
らるる處を聽くよ隨て筆記し専ら了解易きを主旨と
しされば其文詞の卑俗を咎め謹んで尊師の恩惠有
難く恭けなきを忽緒よそべからざるあり
抑上よ冠載する心と云ふ字を以て象りし富士山の景
像は天下萬物の一源よ歸する所以を諭示せるものよ

て此御山は天地開闢以來自から五元の生徳具はり萬
物の根元なる大祖參神即ち大元父母の愛嶽にして其
御魂の常に鎮坐給ふのよか元祖武邦尊師の大祖參神
へ誓約を無し給ふ處と云ひ且つ神勅をも蒙られし靈
域おれ何れの地何れの國より仰視るも表裏向背更
よあく鬱然として千秋の色を呈し巍然として萬古の
景象を収め烟霏翠靄秋色雪天と雖も其美觀を變ざる
となく恰も天の常道を現し示しる如きものなれそ
則ち人の心も此御山の如く晴輝陰影裏表おき様屹然
として天理を守り儼然として常道を履行ひ誠心一意
美名を未代よ光輝をべしとの教諭にて且ん心信神と
え與に相通せるの天理を示されしものなり夫れ神の

人の主人と神の舍る形體にして神と人と相離れ
是を以て道も亦人と相離る、を得て而して其人に存
在る四支五官を統宰する心にして其心は神より賜
りし靈魂の支配する處故に此の靈魂の心を支配する
とは恰も主と家宰の身體と云ふ家に在て其家を興し
其家を盛んにせんとするが如きものなり然る故に主
人たる靈魂と天の司命する處を守りて公平無私に心
を支配せしめとも心は主人を大切に家をよくせんと
思ふの餘り時として主人に告せしめて事を執行ふこ
とあり其事を執行ふの時に當り加此せしめし主人に叱
咤せらるゝぞと知りつゝ、一時の爲めを思ふて主人に
背く事あり之れ惡心の生ずる所以なり借其靈魂の支

配する心より發する誠意之れ天真より其天真のあ
る全體これを身と云ふ抑人の始めて生るゝ氣の化
するより由る其形化の源一度開けてより天地の氣父母
より鍾る是より於て血脈の大原より形體を以て形體を傳
へ生々相息せしめて今日に至るものは大祖參神の玄靈
あるが故あり而して此參神の天地人に先立ち惟一に
して萬理を統ぶ之を命て不測の道と云ふ道の人の心
に存する之を天真と云ふ天真の運る處名を異にし仁
と云ひ義と云ひ以て百行に至る然れば靈魂の乃ち我
に在るゝ大祖參神の分靈我身に臨む所以にして譬喩
を冲天孤月の下に浮んで萬水にあるが如く參神靈を
分ちて斯に我ある者あり此靈魂あり天真あるを性と

云ふ性せいのうまれつきと訓しんトて之これを天性てんせいと云ふ荀況じゆんけいの所謂しゆゐ人の性せいは惡あくなりと論ろんせし最もとも新奇しんきを以もつて人の心こころを動うごし觀誘くわんしゆするの激論げきろんにして天理てんりの正せいに非あらざるあり同どうト支那しなの書しよにて中庸ちゆうちゆうと云いへる書物しよぶつの遺いダ大聖たいせいの子孫しよそんたる人の著しよされし程ほどありて道みちの本原ほんげん天てんに出いて易いふ可べからざといへり又また天てんの命めい之これを性せいと云ふ性せいに率しゆふ之これを道みちと云ふ道みちを脩しゆる之これを教きやうと云ふとは我われが天理てんりに應おひて則すなはち尊師そんしの前に掲かげられたる人間にんげんの道みちの邪惡じやくあくならぬ様よう脩しゆめ齊せいへよと教きやうへられたる言ことに愜こひざるものにて實じつに心こころの神かみの分靈ぶんりやうの支配しはいする處ところなればなり故ゆゑに其その恩德おんとくを忘却わうきやくせざ報本反始ほうほんはんしの天真てんしんを盡つくし皇國固きこくこ有あるの純粹じゆんじゆん確固かくこたる本教ほんきやうを尊そんひ敬けいへよ且かつは恩德おんとくの二字にじも

俱ともに心こころに従したがふの字義じぎなりと云ふとにて心こころと云ふ字あの富士山ふじさんを象かたり之これを天てん万宮ばんきやうの上うへに冠戴くわんたいさせし所以ゆゑなり

天万宮末代鏡

此こゝ天万宮てんばんきやう末代まつだい鑑かんといふ扶桑教ふそうきやうに所謂しゆゐ大祖たいそ參神さんじんの大御德たいみとくの無量無邊むりやうむへんよして能よく萬有ばんいうの原もととなり萬天ばんてん城じやう以もつて宮みや殿でんと爲なり玄靈げんりやう無外むがいよ溢ある無間むかんに彌みり内うちと無なく外そとと無なく大園たいえん波な包絡ぱうらくすとある如ごとく參神さんじんの分われて萬神ばんじんとありしものものを容ゆるれ奉ほうる天てんの万ばんの官くわんと云いへる義ぎにて恰さも人ひと身みよ分靈ぶんりやうせし神魂しんくわんが一身いつしんの五官ごくわん四支しし即すなはち耳目じやくも鼻口びくより手足しゆしゆ肩臂けんべいを統率とうしゆするごとく國くによ主宰しゆさいの君きみあつて百官ひやくくわん群吏ぐんし即すなはち大臣だいじん參議さんぎより府知事ふちし縣令けんれい郡區長ぐんくわうぢやうの如ごとき天下てんかを統御とうごするの任にんを分擔ぶんたんするごとく天てんよも八百萬はちひやくばんの

諸神ありて千緒萬端のことを分掌されるものなれば
天の萬の神々のましほせる一大官殿と申すことよて
先中央の天万官と掲げられ亦其下に在る未代鑑とい
其分掌して天職に就職する、神々が皆天一の神機靈
妙不測なる大祖參神の大御心は法り其職々々を奉せ
らる、ことが實に天地のあらん限り日月の照臨し給
ふ限り國土人類のよき模範鏡となれりと云へるよ
て又後世の鑒とあると云ふ義あり

水神火神

此水神火神とい天地間億兆萬物の生成化育すべき陰
陽和合の義水火の適合する故蒸と云ふ蒸は産なり萬
物を蒸じ生じゆるあり之を陰陽と云ふ故に如此掲げら

れ且つ五元を約して象られしもれよて祝詞訓よ云へ
る遠津神代よ二柱相並はして御心を合せ給ひ御力を
合せ給ひて諸共よ大八洲國修理堅め給ひて國作坐大
神と稱辭竟奉ると見へふる如く天道と陽を以てし地
道と陰を以てし日は天よ麗き陽氣以て降り月は地よ
附き陰氣以て旋す陽降り陰騰り而して天地綯組し萬
物斯よ化すとある陰陽を水火の二神に象り火神を天
となして陽とし水神を地とあして陰と爲すの義よて
又五元は彼の五行と云へる木火土金水を印度よ所謂
地水火風と二つよ約せし類ひよして凡そ天地間あり
とあらゆる萬物の生成は陰陽和合よ成り水火の五元
よ化育するものなれば其恩頼を忘る可からむとの意

生三身心

よて左右に水神火神を掲げ置れし所以なり。
 此生三身心とは上の陰陽一象り一水神の下にありて
 専ら目前一現れざる裏陰を示せしものよて前條よも
 已一述し如く人の心あるものハ大祖參神より賜りし
 靈魂の支配する處よして其靈魂の支配する心のある
 肉體之を身と云ふ抑此の肉體たる假令陰陽和合の感
 通よりして骨肉相分れ父母有りて之を生成すと雖
 も遠く血脈の大原一溯り形體を以て形體を傳へ漸次
 一吾身に及くるを考ふれば此身も又大祖參神一因
 て生出しものなりといふよて則ち身体も心性も與
 に參神の靈德に基き生出しとされハ其恩賴を忘るべ
 ろらぎとの尊論よて三神身も心も生と云ふとを約め
 て生三身心と掲げらしものあり

三三九度

此三三九度とは精密一吾身を省察按檢よとの事よて
 即ち上の生三身心一次その尊論よて其身心とも一賦
 與せられて人と生出する以上ハ徒一衣食住の爲め一
 奔走な一飽食暖衣逸居して一生涯おせるともかく安
 閑と時日を空亡し其衣食住の出來一原因も人さるの
 道をも知らざ居てハ相濟さるとかれを飢渴を免れ
 寒暑を防ぎ風雨を凌ぎて世一住居るハ何物の恩德何
 物の恩賴と云ふとを熟し吾身を顧と考へなま此蒼生
 の茲一生出で茲一住居し茲一起臥して人の人さる道

を修めしむべき原因あるを知得らるるものなれと云ふ
義にて彼の論語に吾日三省吾身を省察と曾子の
いひいふれと尊師の尊諭して三度のちろり日五
度も六度も三三九度も吾身を省察よと云へる事
て所謂人十度あさひ自己これを百度せよとの義然
しさらむい道に不言存教の百物に在るもの
て先天地間の萬物を悉く省察れに總て道からざる
無く教へからざるの無きものあり其を如何と云ふ
人の天地に參して顯幽に亘る者なれに火の炎々たる
一感とて徳行を光輝さんと思ひ水の蕩々たるを視
て事業を情らざらんを念ひ海潮の満干するを視て
世運の變遷を察し草木の榮枯するを視て吾人の生死

を覺り鳥の雌雄相偶するを視て愛情の止難さを知り
獸の強弱相食を視て食欲の長きべらざるを悟るか
と總て物に接し事に應じて思慮を廻す時何事我
教よあらざらん何物が吾師よあらざらん故に幾回も
吾身を顧慮て道のある處を知覺よとのとめて三三九
度と云ふ義を掲げられし所以なり

爲天爲國

此爲天爲國とい上よ示しさる火神即ち陽の下よあり
て専ら表れ現れさる天理を尊び人道を辨へ報國盡忠
同心勉業せよと云へる義にて天の爲めとい已に前條
にも云へる通り日月の國土を照臨し萬物を煦育する
に皆天一神機の功德なれば其恩頼を片時も忘れず報

本反始の天真を盡し大祖參神を尊崇敬拜し一心神あ
仕へ奉る等より其天孫の降臨して皇統聯綿する萬乘
至尊の德澤を辨へ聖恩よ報ひ奉らんと租税と號する
御年貢役錢等をこゝろよく捧げ奉るハ勿論尊師の如
き儒佛の道皇國へ渡り來りてより靈妙不測なる神理
の混淆錯亂して人心よ知覺得ざるを歎き給ひ皇國の
大道を挽回せんと神誓を立て御修行あらせらるゝの
御精神御丹誠の有難き等よ報ひ奉るハ則ち天の爲め
といへるものよてまゝ國の爲めとハ百官群吏の朝廷
府縣よありて名々其職務を奉せらるゝと等しく一般
人民も農商工の業務を勵む或ハ力耕精耘以て國民需
要の五穀茶菓を培植するを勉め或ハ互市貿易の辨利

を考へ海運陸送の道を盛よする或ハ百工技術の器具
製造等千鍛萬鍊して國土通用の品物を製作するよあ
りて此の若く億兆の衆民同心協力分陰も手足を徒よ
せむ寸光も心力を怠らしめされハ自然と海内富饒の
域よ至り國富と兵強く家々瞻ひ人々勇と假令百萬外
寇の至るとありとも彼の後宇多天皇の弘安四年蒙古
の大軍が襲來りし如く勇戰憤闘以て微塵よ爲さべし
又義勇よ勇と眞忠なるとハ楠公正成が湊川の役よ弟
正季を顧視て言て曰く汝死して何を爲る云く願く
ハ七度人間よ生れて以て國賊を盡さんと云へる如く
或ハ和氣氏清磨の國家の爲めよ一身を捨て道鏡を面
斥する如き軍役よまれ徵兵よまれ其才能技藝貧富強

弱の差よ因して各々盡さるべき職分を大切よ盡さるべきと云ふとよて則ち之が國の爲めと云ふとなり

爲人爲我身

次よ人の爲め我身の爲めとい一般の交際の勿論互市貿易其他の爲めよ總て信義を失とざるよて抑人の世よ在て一身を立一分を盡さんととるよ己れの孤力のよてい爲し得難きものかれは必らば他人の助力を仰がざるを得ず譬へも水難火災のとあるが如き疾病患難の緩急あるが如き死生存亡の變故あるが如き近隣同郷の者互ひよ救護相扶されも各々一身一家を經營との成ぬものよて人間生活上最も緊要の事なりと云ふ義なり然れも君臣父子朋友の忠孝信義を勿

論營業よまれ工作よまれ其他の事々物よ至る迄總て先方の者よ利益幸福を與へ損失なき様よと天下萬般の事よ意を用ゆるを尊論なされしものよて畢竟此の若く天の爲め國の爲め人の爲めなしとらんよい神明の感通して不思議の應護を蒙ると勿論水火盜難の災害及び衣食住の三つより財産生命の安寧を保ち人世の信用を受け非常の名譽を蒙る等知らせ識は我身の爲めよあるものなりと云ふとよて則ち爲天爲國爲人爲我身との九字を掲げ置れし所以なり
借前條より天万官末代鏡の神理を充分説來りとなれよも尙其説畧遺漏を茲よ辨明再説せん夫れ天理とい天地の常經よして造化參神の天地を鑄造し萬物を化

育と循環流通生々已ざる所以の神理にして人道とい
此神理は法り氣質の邪僻を去り心の私を除き身を修
め家を齊ふを云ふ抑大神天下の人類を一視同恵し靈
魂を賦與し兼て彝倫の道を授け賜ふを之を人生日用
實踐の際に施し行せしめむ爲めのとなれを大神の神
理神律は戻るとなく犯そとなく日よ吾身を省察月よ
其爲そ處を反復して寸善をも進で行ひ小惡をバ微塵
も爲さそ過失あれば則ち悔め其本善の善は復し大神
の賜物を全くして文明の區域に進歩し見聞を弘くし
智識を擴充め利用厚生各々其業は安んじ其分を守る
を惟神の道と云ひ之を講習信仰するを神習と云ふま
と五元といひ火水木金土の五ツの大原を始め給へる神

々よて火と迦具土神水は彌都波能賣神木は久々能智
神金の金山毘古金山毘賣神土は波邇夜須毘古波邇夜
須毘賣神は成出を云ひ衣食住といひ宇氣持神の神徳
は成出食物とあるべき穀物天照大御神の高天原よて
養蠶機織の業を事始めたはひ衣服手置帆負命彦狹
知命の造り始め賜ひし住家等を云ひ亦八百萬の神と
は無量の多數の王を古言は千五百坐とか八百萬と
か唱へしものにて已し神代の巻よも産靈の大神は御
子に千五百坐ましませしと見へし亦末代鏡といひ天
孫御降臨の時天照大御神の御寶を手自ら授け賜ひて
吾兒此寶鏡を視まさむと猶吾を視が如くせよと詔賜
えるよ基き風雅集よ云へる一天照をみかけをうつそ

眞澄鏡つたせれる世の曇りあらめやとある如く皇統
 聯綿宇宙間の宗國とる天壤無窮豊葦原の浦安國言靈
 幸ふ國てふ徴證あるを云ひとるとよて抑鏡の明
 徳は本朝諸社の多く神躰とる處を以ても知るべき
 なれど光輝清淨よ一て一點の障りなく何人の之は向
 へも其形體明く映るもの故専ら陰りなき正直の道を
 示し神に即ち汝が身より外は神なく神は祈らむよ
 り汝が身を敬し守れよとの事よて神人唯一の理を
 説き赤心以て大虚元理の大祖參神を勸請する時は自
 己固有の神明を感得するものあり天地自然の道理は
 感通するものありとの眞意を以て若此掲げられし所
 以なり倍又彝倫の細目を掲げ以て明く之を示さば先

本教の緊要ある五徳の義を知るべし五徳といは敬義仁
 智勇これなり夫れ徳の敬は基き義は立ち仁は成り智
 以て之を圖り勇以て之を行ふ故に君たる者は仁慈を
 垂て下を撫し下たる者は誠敬以て上は事へ忠勇以て
 國は報ひ親は子を愛し子は終始一の如く孝道を守り
 夫婦は伊諾伊冉の神意を奉て創め給へる大倫かれ
 ば夫は婦を愛し婦は夫を愛敬して家事を治め生涯
 苦樂を共し兄弟は弟を愛し弟は兄は仕へ朋友は信義
 を厚くし協心戮力互ひは相親む此五つのものを五倫
 と云ひ又孝悌忠信を四行と云ひ禮義廉恥を四維と云
 ふ此五徳五倫四行四維を遵行するを天理と順ひ人道
 を明くせると云ふ而して之を明くするを人と云ひ之

よ反るるを禽獸と云ふ亦萬乘至尊とい即ち天皇の御
事よて顯津御神現人神とも稱奉りて上文よ説く如く
天照大御神の御統よまゝ海内の大君と現れ坐と
て大御神の皇孫よ任ト給へる天職を奉ト天神よ代り
て天下を経綸一萬民を愛護一賜ふと太古より變らせ
給とさるるを云ふあり

心教述義卷二

編輯

權大講義尾澤權左衛門
權大講義齋藤福太郎
大講義漆原勇次郎

清心農宮
三國身大心
清心農三田

此三條の教諭を農の國の本ありと爲るを詳密に説
明されしものよて且は他の工商も此の若き粒々辛
苦の労働人生最大の事業あるをさとり粗衣惡食寒

暑を冒し終始變ぜざるの艱難を心し銘し何れも其事業を闢みおの白りら玄靈の上天よて見をあらはせしものゆへ其結果の必を神明に感通して意外の幸福あらむとの教へかり然れば宣化帝の勅詔よもあはる如き食をる者は天下之本也黄金万貫飢を療を可りらき白玉千箱何ぞ能く冷を救はんと云へる恩詞を感佩すべき事こそ

清心農宮

此清心といふ靈魂よ背りき心を丹田臍下よ鎮め清淨潔白からしえよと云ふとよして人々毎朝起出先盥ひ嘯いで一身よ具備る處の徳性即ち惻隱羞惡恭敬是非を分別するの心より感動發生する處の喜怒哀懼愛憎慾

の情興起さるまへ各々神坐よ向ひ吾心清々しく守り給へ幸ひ給へと幾回も唱へ奉れ然せされば道の大ひなる宇宙をも容る程のとある故毫釐の差終に千里の謬りを來すものなり故よ其謬りの無き様將惡魔外道の魅入さる様守り給へ幸ひ給へと清心朝拜するよて又農宮といふ農の瑞穂の國たる美稱よ背り宇内よ卓絶する處の農業を云ひ官といふ漸次秩序を立て彼の堂より室よ入ると云ひたる如く其結果の必を官殿の如き美觀を顯せよとの教諭よして總て此一句を約言せば尊帥自ら難行苦行し清淨潔白心を鎮め人間社會の最も貴重なるものを神魂よ問ふよ農事を以て最第一とせり抑此農事たるや億兆蒼生の生命を保安する緊

要の物あるに依て亦之を培養収獲するの業も容易く
らず故に稼穡日稔の艱難として三業中の上は位一朝
に星を戴ひて出るにありあるも夕に星を戴ひて歸らざる
となく蓬髮蓋襪終始田畔の曉風は梳り微雨霜露は沐浴
する等其勞動困苦實に天下國家の至寶なりとの義を
以て農民をおもふたからと訓せり且此の若く耕耘力
役して國に盡その第一人生の本分を守る故に自ら其
性質温良淳朴に老實忠直なればあま家名をも興さ
るものあらん宮殿樓閣の如き美觀をも呈せざるとな
げんとの意を以て清心農宮と掲げられし所以なり

三國身大心

此の三國身大心といひ三の造化の參神を云ひ國といひ國

士を云ひ身といひ我身を云ひ大心とは大學に所謂心廣
く體胖なりと云へる如く凡そ國民たらむ者は政府よ
り發布せらるる法令を遵奉し其御趣意に違背せず人
生の大道を踏行ひ國民たるの義務を盡したらむとい
心は一點の奸曲なき故假令他より何事の起來るとあ
りとも我が一心に頼む處あるゆへ恰も芙蓉は天に接
し巍然として動搖せざる如く心廣く大きく安然なり
と云へる義にて總て此一句を約言せば吾人ともは靈
魂を大祖參神に賦與せられ此國土の養氣に化育する
故に大祖參神の恩國土の恩を忘る可からざるに前條
に述べたるが如く又身體の持ち様は心を大きく廣く
なれ鎖細のといひ汲々せず假令人の我に對し誹謗嘲笑

を加ふるにありども天地は對し古人は對し少くも恥
る處からどの了簡平素あらそ一朝の憤怒は其身を過
つ様なるに有まどきなり隨分世間よの品行正しく天
道を守る者をさして交際を知らぬとか或は吝嗇家と
り嘲る人有り是を聞く人若し其品行を支持するに
む處かく惡を退くるの教へなき時の嘲笑を蒙るを
恐れて事業を爲し得ず美功を奏し得ざるものなりと
の教諭よて三國身大心と掲げられし所以なり

清心農三田

此清心とは前の清心を身よ受て實際の經驗よ能く熟
し之を作業行事よ顯そよて亦農事よも三田ありと
云へるにあり三田とて田地よ三つの區域ありとのと

よて即ち水田燥田林田これなり燥田とは水利を得ず
して作物の發生をる畑地等のよよして水田とて並の
田地即ち水利灌漑の便あるを云ふなり林田とは桑楮
茶梨桃杏梅柿桐葡萄林檎等の類を植付る土地を云
ひ總て此一句を約言せば吾人心を鎮め清淨よして熟
々農事を考ひ見よ日月の照を處霜露の零る處如何か
る礪确砂磔の地彈丸黒子の地たりとも此三田の内よ
成さる地は決て有まどきなり如何とあれば礪确砂磔
の地よ桑葡萄よ適し彈丸黒子の如き方尺の地と雖も
梨或は桐其他を植付なれば必ず培養よよりてハ充分の
價直を生ずべし價直は則ち利益あり吾人の利益は即
ち一國の利益とあり一國の利益は天下の利益とあり

ばかり抑神の人よ幸福尊榮を與ふるも作業行事よ刻苦勵精するよあり作業行事よ刻苦勵精するは最も農事よありとの尊諭よて清心農三田と掲げられし所以なり

夫れ天の此人を生ト靈魂を賦與する千人一心萬人一情己れの欲せる處を満足して以て富貴尊榮を希望するものなけん徳義衆望を得て爵位高貴を極め官殿樓閣の如き美觀を呈せざるを希望する者なけん哉然りと雖も人慾の大甚よ至りても情慾の念正理の心を制して所謂人を以て天よ勝ち天の制を破て富貴榮達を能く心を鎮め清心を得て而もて假令一畝の田たり

とも肥料を施し耕し耘り刻苦勵精其發育を助けなせ收穫の期よ至ては満足せべき結果を得べし若し之よ反ちて偷安懶惰惡草の蔓行するよ委しあま良田變トて荒蕪の惡田とからん人性の美田も亦此の若きものよて此惡田よ變せんとせざるが如き兆候あれば直道徳の培養を施し教諭の鋤鋤を下して以て之を良田よ爲さずんば争せり吾人官殿樓閣よ坐せざるが如き善果を顯し得んと云へるとなり有難き哉尊師の教諭をや

附言我が教一より六よ到るの目を盛し佐以を神前よ具へ置くは上古よりの事よちて吾人吉凶禍福の斷定難き時之を以て天意を窺ひ垂示を蒙るは器具なりしを何の頃よりか雙六と云ふもの世よ行はれ

神占の器具たる筮を以て輸贏を争ふの具となり遂
 一後世惡漢無頼の徒之を持遊びて勝負を事とせ博
 徒と云ふ者世より起り來りしより其玩弄者の傲慢氣
 隨人道の戻りしを惡と卑むの餘り其器物の尊さを
 も打忘れ併て是を蔑視しそるに至りしは豈勿体な
 況と成すや抑筮の一より六に到るの目を盛しは天
 地四方を表し天一地六東五西二南三北四と象り
 ものよて其詳細ハ神占傳よりれば爰に省きぬ易
 曰く器をあいて以て天下の利をなすは易より大成
 となし故に隠れたるを索め深きを釣り遠きを致し
 て以て天下の吉凶を定むと此數言少しく見る處
 りて決して玩弄をべきものには非るなり故に之を玩

弄者必を神罰を蒙り家を失ひ身を亡すに至る
 忘れても謹むべき事と社故に持統天皇の朝雙六を
 禁せしむとあるは上古よりありし神器を以て輸贏
 せしを禁せられし哉も知るべからず灰かき聞く皇
 國の人船魂とて船中より祭る處の神と猿田彦大神な
 りと云ふと雖も其神体より象りしものは佐以なりと
 又世俗筮ハ魔防あり此の器具を軒し垂れ置く時ハ
 惡魔の魅入りもなしと云ふ古實の今も傳來も一のあ
 らん是等を以ても其貴き器具なるを自から知らる
 べきなり玩弄はれも天罰を蒙るも宜ならぬと恐る
 べき謹むべきとあり

明治十八年二月廿日版權免許
同 年同月三十日出版

定價十六錢

茨城縣士族

出版人 權少教 正高岡惟善藏版

神田區表神保町三番地

編輯人 神奈川縣平民 尾澤權左衛門

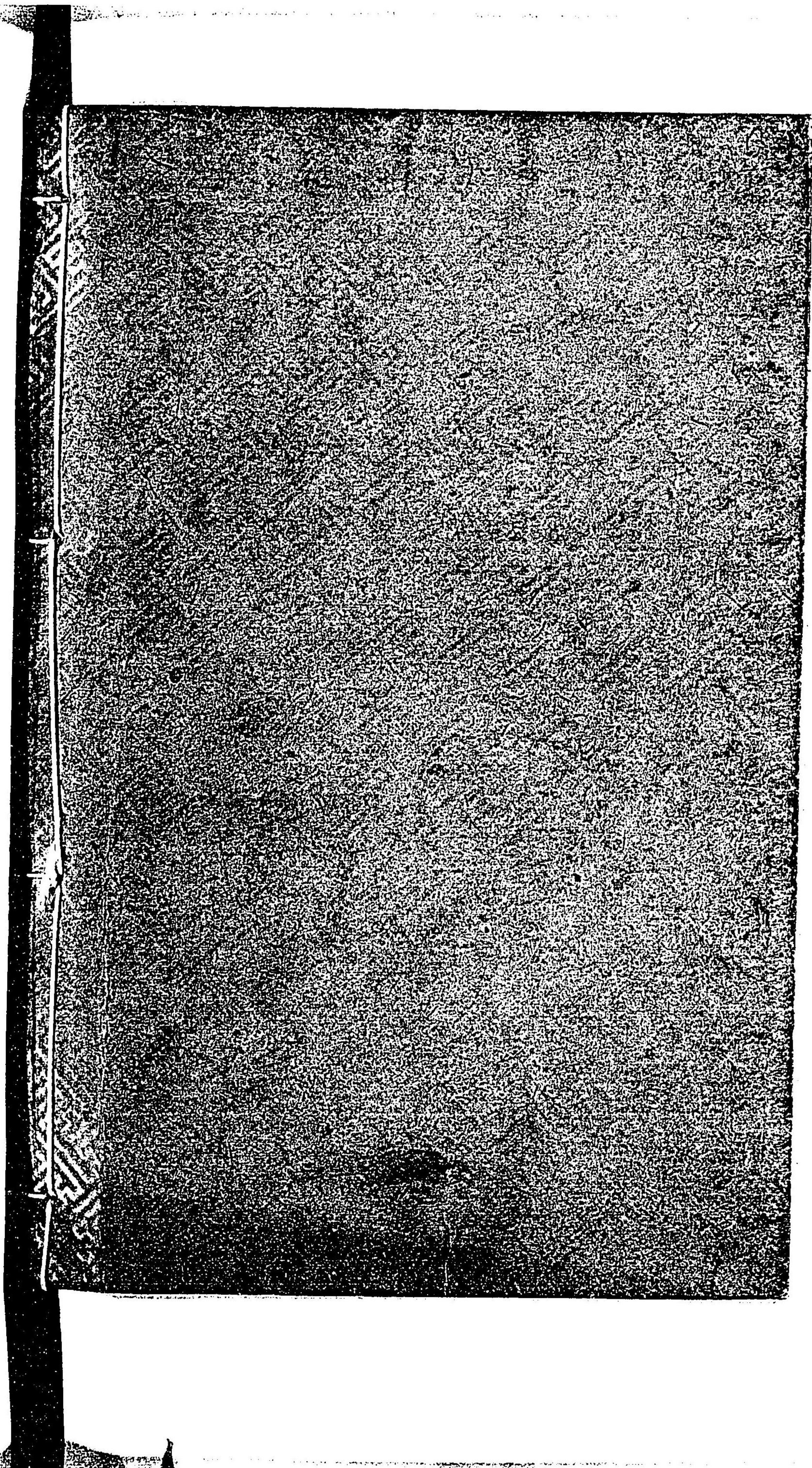
相模國高座縣藤澤町五百番五番地

同 齊藤福太郎

同國同郡磯部村三百五十六番地

同 漆原勇次郎

同國同郡磯部山田村三十六番地



特35

750

014160-001-5

特35-750

心教述義

尾沢 権左衛門/等編

1冊

M18-20

ABB-0450

